

平成21年度 後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。
問合せ先 市役所市民窓口グループ ☎52-1111 (内線227・217)

●保険料の支払方法・納期

- ・原則「年金からの支払い」（特別徴収）となります。

ただし、年金の額が年間18万円以下の方もしくは介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合または「年金からの支払い」を中止し、「口座振替」へ変更を申し出た方は、「年金からの支払い」とはなりません。

- ・「年金からの支払い」とならない方は、口座振替や納付書などで個別に納めていただきます。（普通徴収）※7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる方もあります。

・保険料の納期は、7月から翌年2月の毎月月末です。（ただし12月は25日）ただし、納期限が土・日曜日の場合は、翌日・翌々日となります。

●保険料の計算方法

保険料額は、1人ずつ均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。なお、1人あたりの上限額は500,000円です。

保険料額

=

均等割額
40,175円

+

所得割額
(総所得金額など - 330,000円) × 0.0743

●保険料（均等割額）の減額

世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額により均等割額が減額されます。ただし、年金所得については、特例としてさらに15万円が控除されます。

総所得金額などの合計が33万円以下の世帯で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）

⇒

均等割額を9割減額

総所得金額などの合計が33万円以下の世帯

⇒

均等割額を7割減額
(平成21年度は8.5割減額)

総所得金額などの合計が33万円 + 24.5万円 × (世帯主でない被保険者数) 以下の世帯

⇒

均等割額を5割減額

総所得金額などの合計が33万円 + 35万円 × (被保険者数) 以下の世帯

⇒

均等割額を2割減額

●社会保険などの健康保険の被扶養者であった方の減額

後期高齢者医療（長寿医療）制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方 → 平成21年度は均等割額が9割減額となります。

●保険料（所得割額）の減額

年金収入が153万円以上211万円以下の方（※給与収入などがある場合でも、控除後の所得が91万円以下である場合は対象となります） → 平成20年度と同様に所得割額が5割減額となります。